稲城市における学校と家庭・地域との対応ガイドライン

令和８年１０月　教育部教育総務課

【第一部】学校と家庭・地域とのより良好な関係づくり

1　本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりを目的として策定するものです。

家庭環境や価値観の多様化等により、学校・家庭・地域が相互理解のもと連携・協働することが一層重要となっています。

東京都教育委員会のガイドラインや稲城市の不当要求行為等対応マニュアルを参照しながら、稲城市における基本的な考え方を示します。

（参照）都・ガイドライン
P3「はじめに」
P5～P6
「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに向けた対応方針」

2　基本的な考え方

学校、家庭、地域は、児童・生徒の健やかな成長を支えるパートナーです。

児童・生徒の最善の利益を最優先とし、相互に尊重し合いながら、建設的な対話と連携を行うことを基本とします

（参照）都・ガイドライン
P5～P6
「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに向けた対応方針」

3　コミュニケーションにおけるルール

学校と保護者・地域との関係においては、情報共有と円滑なコミュニケーションを基本とします。

学校の役割や対応できることを踏まえ、面談や相談は一定のルールのもとで実施することが必要です。

（参照）都・ガイドライン
P5～P6
「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに向けた対応方針」

4　日頃からの関係づくり（学校）

学校は、保護者会や学校行事、PTA等を通じて、日頃から相互理解を深める取組を進めます。

地域・保護者からの日常的な相談や問合せに丁寧に対応し、学校の教育活動や考え方を積極的に伝えることで信頼関係の構築に努めます。

（参照）都・ガイドライン
P7～P11
「保護者や地域とのより良好な関係づくり」
P12～P14
「学校が直面する問題や課題への対応」

5　学校教育への理解と協力（保護者・地域）

市教育委員会から保護者及び地域の方々には、都教育委員会資料を参考に、学校教育への理解と協力を依頼します。

（参照）都・ガイドライン資料別添３

【第二部】社会通念を超える要望等への対応（学校向け）

6　社会通念を超える要望等とは

　社会通念を超える要望等とは、正当な理由を欠く過度な要求や、暴言、威圧的な言動、長時間の拘束、執拗な連絡等、教職員の勤務環境を害し、教育活動に支障を及ぼす行為を指します。

　学校は、こうした行為に対し、個別対応に陥ることなく、組織として対応する必要があります。

（参照）都・ガイドライン
P12～P14
「学校が直面する問題や課題への対応」
P15～P16
「社会通念を超える要望への対応」

7　対応の基本原則

　社会通念を超える要望等への対応に当たっては、教職員個人で抱え込まず、管理職を含めた学校組織として対応することを基本とします。

　対応内容は記録し、情報共有を徹底します。

（参照）都・ガイドライン
P17～P18
「社会通念を超える要望への対応」

（参照）市・対応マニュアル
P4～P7
「具体的な対応」

8　段階的な対応の考え方

初期段階では丁寧な説明と対話を基本としますが、改善が見られない場合には、面談回数や対応方法を整理し、第三者の関与を検討します。

ケースに応じて、例えば三回目以降の面談等では、市の顧問弁護士相談制度を活用する等、法的観点を踏まえた対応をします。

9　不当要求への具体的対応

不当要求行為が認められる場合には、稲城市の「不当要求行為等対応マニュアル」に基づき対応します。

曖昧な回答を避け、複数人で対応することを原則とし、必要に応じて退去要請や警察への連絡をします。

10　事後対応と教職員への配慮

対応終了後は、事案の振り返りを行い、事案に応じて組織としての再発防止・より良い対応に向けた検討を行います。

対応に当たった教職員の心身の負担に配慮し、必要に応じて相談や支援につなげてください。

（参照）都・ガイドライン
P17～P22
「社会通念を超える要望等への対応
～教職員が取る具体的行動～」

（参照）市・対応マニュアル
P4～P7
「具体的な対応」

（参照）06 【都資料】メール用相談フォーマット

（参照）都・ガイドライン
P23～P25
「社会通念を超える要望等への対応
～事後対応」